

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">中小企業輸出代金保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 17 年 4 月 1 日 05-制度-00031 沿革 (略) <u>平成 24 年 9 月 24 日 一部改正</u></p> <p>第 1 章 定義 (第 1 条-第 8 条) 第 2 章 個別保証枠 (第 9 条-第 1 4 条) 第 3 章 保険料率算定 (第 1 5 条) 第 4 章 保険の申込(第 1 6 条-第 1 8 条) 第 5 章 保険料 (第 1 9 条-第 2 0 条) 第 6 章 保険金の支払等 (第 2 1 条)</p> <p>第 1 章 定義等 (定義) 第 1 条 本規程及び証券において使用される用語の定義は、貿易保険法 (昭和 2 5 年法律第 6 7 号) 及び中小企業輸出代金保険約款 (以下「約款」という。) によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号とする。 一 「中小企業者」とは、中小企業基本法 (昭和 38 年法律第 154 号) 第 2 条第 1 項に定める以下に掲げる中小企業者をいう。 イ <u>資本金の額</u>又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次のロからハまでに掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの ロ <u>資本金の額</u>又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの ハ <u>資本金の額</u>又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの</p>	<p style="text-align: center;">中小企業輸出代金保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 17 年 4 月 1 日 05-制度-00031 沿革 (略)</p> <p>第 1 章 定義 (第 1 条-第 8 条) 第 2 章 個別保証枠 (第 9 条-第 1 4 条) 第 3 章 保険料率算定 (第 1 5 条) 第 4 章 保険の申込(第 1 6 条-第 1 8 条) 第 5 章 保険料 (第 1 9 条-第 2 0 条) 第 6 章 保険金の支払等 (第 2 1 条)</p> <p>第 1 章 定義等 (定義) 第 1 条 本規程及び証券において使用される用語の定義は、貿易保険法 (昭和 2 5 年法律第 6 7 号) 及び中小企業輸出代金保険約款 (以下「約款」という。) によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号とする。 一 「中小企業者」とは、中小企業基本法 (昭和 38 年法律第 154 号) 第 2 条第 1 項に定める以下に掲げる中小企業者をいう。 イ <u>資本の額</u>又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次のロからハまでに掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの ロ <u>資本の額</u>又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの ハ <u>資本の額</u>又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの ニ <u>資本の額</u>又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常</p>	

ニ 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

二～十二 (略)

(適格被保険者等)

第2条 約款における適格被保険者及び輸出契約の相手方の取扱いは、次の各号による。

一 適格被保険者は、本邦人又は本邦法人（本邦内に居住する外国人及び本邦内に所在する外国法人の支店、支社その他の営業拠点を含む。）のうち、保険契約の申込み時に中小企業者（中小企業基本法（昭和38年7月20日法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者をいう。）又は資本金の額若しくは出資の総額が10億円未満の会社（中小企業者を除く。）であった者であつて、輸出契約の当事者であり、輸出契約の締結に関与し、自己の危険負担において当該契約上の義務を履行するものであつて、被保険利益の実質的な帰属体となるものとする。

二 輸出契約の相手方とは、輸出契約の締結の相手方又は当該契約に係る代金を支払うべき者とする。

第3条 ～ 第8条 (略)

第2章 ～ 第6章 (略)

附 則

この改正は、平成24年10月1日から実施する。

時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

二～十二 (略)

(適格被保険者等)

第2条 約款における適格被保険者及び輸出契約の相手方の取扱いは、次の各号による。

一 適格被保険者は、本邦人又は本邦法人（本邦内に居住する外国人及び本邦内に所在する外国法人の支店、支社その他の営業拠点を含む。）のうち、保険契約の申込み時に中小企業者（中小企業基本法（昭和38年7月20日法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者をいう。）又は資本の額若しくは出資の総額が10億円未満の会社（中小企業者を除く。）であった者であつて、輸出契約の当事者であり、輸出契約の締結に関与し、自己の危険負担において当該契約上の義務を履行するものであつて、被保険利益の実質的な帰属体となるものとする。

二 輸出契約の相手方とは、輸出契約の締結の相手方又は当該契約に係る代金を支払うべき者とする。

第3条 ～ 第8条 (略)

第2章 ～ 第6章 (略)